2009 年 04 月 01 日作成（第１版）　　届出番号　14B3X10007000013

機械器具８４　Ｘ線装置用蛍光板（37684000）
一般医療機器

極光蛍光板

【形状・構造及び原理等】

［形状・構造］

支持体に蛍光体を塗布したシート状蛍光板です。

［動作原理］

蛍光板中の蛍光体にＸ線が照射されると、蛍光体はＸ線のエネルギーを吸収し光に変換します。この光を観察したり、撮影したりすることにより、より少ないＸ線照射で診断や画像の形成ができます。

【使用目的、効能又は効果】

Ｘ線透視装置もしくは間接撮影等のＸ線撮影装置に用いる蛍光板

【品目仕様等】

項目	仕様
寸法	ミラーカメラ用は JIS Z4901 による。

【操作方法又は使用方法等】

［操作方法又は使用方法に関連する使用上の注意］

１．Ｘ線透視装置もしくはＸ線撮影装置等に取付けて使用します。

【使用上の注意】

［重要な基本的注意］

１．蛍光板は水等がかからない場所で使用すること。
２．蛍光板に湿気、水分を付着させないよう、又異物等が撮影装置内に入らないように注意すること。
３．蛍光面を汚したり、傷つけたりしないように注意すること。
４．鉛ガラスは透明で脈理なく着色していないものを使用すること。画面がボケたり歪んだり、又蛍光板の輝度を充分利できないことになるので注意のこと。

［その他の注意事項］

１．蛍光板を廃棄する場合は、産業廃棄物となります。必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼すること。

【貯蔵・保管方法及び有効期間等】

１．保管方法
直射日光や紫外線があたる場所、各種放射線があたる場所や、高温高湿の場所を避けて保管してください。

２．有効期間
有効期間（使用期限）は、変色や感度低下等により、診断画像に劣化をきたすまでとし、このような場合には新品の蛍光板に交換してください。

【保守点検に係る事項】

１．蛍光板の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。
２．使用者による日常及び定期点検(少なくとも６ヵ月ごと)を必ず行ってください。
点検を実施しない場合には、診断画像に悪影響を与える懸念がでてきます。
［点検項目］
・清浄度、・磨耗及び汚れ(シミ)

【包装】

品目・サイズはそれぞれの商品の個包装上に明記してあります。

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等】

製造販売業者：　三菱化学株式会社
住　　所：　〒250-0862
神奈川県小田原市成田 1060 番地
電 話 番 号：　0465-36-1111

製 造 業 者：　三菱化学株式会社　小田原事業所
住　　所：　〒250-0862
神奈川県小田原市成田 1060 番地

①

取扱説明書を必ずご参照ください。